

件名	成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情 外2件			
提出者 住所氏名	千代田区霞が関 東京弁護士会 会長 C 外5人			
受理年月日	平成26年6月4日	受理番号	第7号	

要旨

- 1 成年後見制度を必要な人が誰でも利用できる制度とするために、貴区で実施している成年後見人に対する報酬費用助成制度について、助成対象を区長申立てに限定する要件を廃止し、親族申立てや本人申立ても助成対象とする制度に拡充すること。
- 2 前記報酬費用助成制度を実効あるものとするため、必要な予算措置を講ずるとともに広く広報を行い、福祉関係部署や推進機関等との地域ネットワークを活性化させ、成年後見制度の潜在的ニーズを十分顕在化させることなどにより、利用の促進を図ること。

(理由)

- 1 成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方たちの財産管理や契約などの法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理人として行うことにより、本人の権利を擁護し生活を守る制度です。この制度は、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方の権利擁護のためのセーフティネットであり、判断能力の不十分な方が地域で生活するためには、なくてはならない制度です。
- 2 成年後見人等の対応が求められる状況においては、借金苦による生活破綻や生活苦等を原因とする家庭内での虐待、悪質商法による消費者被害、対応の難しい障害、家族内に判断能力の十分でない人が複数いる場合などの問題が少なからず存在しており、これらの問題を解決するためには、親族ではなく、法律・福祉等に関する知識を有し、それら諸問題を解決できる経験等を有する専門職の後見人が必要なケースが多くあります。成年後見人等が業務を遂行するためには、その責任の重大性や重い業務負担から、ボランティアで行うことは困難であり、業務の対価たる報酬が必須のものであると言わざるを得ません。

しかし、現在の成年後見制度では、成年後見人等の報酬や手続を行うための費用は、本人の負担となっているため、経済的に困窮されている方はこれらの費用を負担できずに本制度の利用をためらったり、または成年後見人等のなり手を探すのが困難な状況にあります。

3 厚生労働省は、成年後見人に対する報酬助成制度について「成年後見制度利用支援事業」(以下「支援事業」という。)の積極的な活用を促す観点から、平成20年に親族申立てや本人申立ても助成対象であることを確認する内容の通知を出して、各自治体に運用改善を呼びかけました。

しかし現状は、支援事業を実施していても助成対象を区市町村長申立てに限定している自治体が大半で、成年後見制度の利用が必要な多くの生活困窮者をセーフティネットから外してしまうことになりかねません。

また、予算措置はされているが、執行されておらず、福祉関係部署や推進機関等を中心とした地域福祉ネットワークの構築が不十分であるため、成年後見制度の潜在的ニーズの掘り起こしが十分行われていません。また、広報も不十分のため、制度の存在の周知が消極的である等により、現実には利用できない、利用されていないケースも多いと思われます。

4 今後予想される、超高齢社会化の一層の進行、生活保護者の増加に見られる生活困窮者の増加を考えると、このままでは高齢者、障害者の権利擁護が十分に図られない状況が生じかねません。

このような状況を防止し、成年後見制度を、高齢者や障害者の権利擁護のための真のセーフティネットとするため、上記事項の実現をお願いいたします。

以上